

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

各 出 欄

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式（第5条及び第10条関係）
移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第1 直課及び配賦に係る費用項目

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務						合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	
施設保全費							
減価償却費							
通信設備使用料							

様式第2 主要な直課対象の費用項目

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				
通信設備使用料				

(記載上の注意)

[1～3 略]

様式第3 主要な配賦対象の費用項目

	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費					
減価償却費					
通信設備使用料					

(記載上の注意)

[1～3 略]

各 出 欄

別表第六 [同左]

移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第1 [同左]

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務						合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	
施設保全費							
減価償却費							

様式第2 [同左]

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				

(記載上の注意)

[1～3 同左]

様式第3 [同左]

	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費					
減価償却費					

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比（固定資産の取得価額を用いて算出したものに限る。）を記載する場合には、当該固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額の総額を欄外に記載すること。	[新設]
5 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。	[新設]
備考 表中の「 」の記載及び表規定の「欄」線を付した欄記部分を添く全体に付した「線」は注記である。	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、令和七年三月三十一日に終了する事業年度に係る配賦整理書（同令第五条に規定する配賦整理書をいう。）から適用する。